平成２９年（フ）第３６号
佐賀県伊万里市立花町1513番地13　バーズウッドテラス302号室、前住所佐賀県伊万里市大川内町甲4041番地４　エクセレンスせいら202
債務者　齋藤　正幸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第４１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁672番地２
債務者　中島みずほ
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５１号
佐賀県西松浦郡有田町広瀬甲531番地１
債務者　岸川　佑作
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６０号
佐賀県武雄市山内町大字犬走7162番地２
債務者　篠原　武史
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６１号
佐賀県武雄市山内町大字犬走7162番地２
債務者　篠原　鈴子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６２号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地　市営久保田住宅123号
債務者　木寺　悦子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38番３―1704号
債務者　鹿屋　俊行
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８号
鹿児島県奄美市名瀬末広町９番18号（３Ｆ）
債務者　速水　恒人
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可決定

平成２８年（フ）第２７８号
千葉県白井市根800番地の29、破産手続開始決定時の住所千葉県印西市木刈２丁目22番地１
破産者　山田　修平
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２７９号
千葉県白井市根800番地の29、破産手続開始決定時の住所千葉県印西市木刈２丁目22番地１
破産者　山田　安子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８号
佐賀県伊万里市新天町219番地10　ネコヤナギＢ201号、前住所長崎県松浦市志佐町里免745番地１
破産者　浦川　君子（旧姓江副・林田）
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３１号
佐賀県伊万里市新天町197番地２　メゾン・ド・オーブＡ102号
破産者　高梨　眞三
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市吉野町3599番地68
破産者　丸山　光惠
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市若葉町９番２号
破産者　牛尾加代子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目３番９号
破産者　田子山ハツエ
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市松陽台町28番地　県営松陽台団地１棟203号
破産者　角屋敷玲子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
千葉県成田市郷部1001番地２（フォレスト成田303号）
破産者　久保　伸一
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６３号
山梨県笛吹市石和町唐柏318番地５
破産者　渡辺　多美
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
山梨県甲斐市西八幡2291番地　芦澤住宅　１号、前住所山梨県甲斐市玉川918番地４　ニカミ住宅
破産者　吉岡　光一
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
山梨県南アルプス市東南湖968番地１、前住所山梨県南アルプス市古市場326番地１　ハイツカーム101
破産者　駒井　淳二
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
静岡県沼津市小諏訪415番地　アシスト第２沼津マンションⅡ205号室、開始決定時の住所山梨県南アルプス市落合57番地６
破産者　山口　裕二
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係